

# 19年度分から 個人住民税が 変わります

18年第2回市議会定例会において、市税条例の一部を改正する条例の専決処分について承認が得られました。内容は次の通りです。

詳しくは課税課市民税係内線23333~23337へ。

## 所得税から個人住民税へ 税源移譲が行われます

19年度分から三位一体改革の一環として所得税から個人住民税への税源移譲が行われます。これに伴い、個人住民税の所得割の税率が現行の5%から10%、13%の累進税率から税率を一律10%にするフラット化へ変更となります。

## 個人住民税に 調整控除を新設します

所得税と個人住民税では基礎控除や扶養控除等の控除に差違(表4参照)があるため、同じ収入を有していても

[現行]			[改正後]		
個人住民税			個人住民税		
課税所得金額 (課税標準額)	税率	速算控除額	課税所得金額 (課税標準額)	税率	速算控除額
1,000円~1,999,000円	5%	0円	一律	10%	0円
2,000,000円~6,999,000円	10%	100,000円			
7,000,000円~	13%	310,000円			
市民税			市民税		
1,000円~1,999,000円	3%	0円	一律	6%	0円
2,000,000円~6,999,000円	8%	100,000円			
7,000,000円~	10%	240,000円			
都民税			都民税		
1,000円~6,999,000円	2%	0円	一律	4%	0円
7,000,000円~	3%	70,000円			

表2 税源移譲前と税源移譲後の比較

給与収入	税源移譲前(単位:円)			税源移譲後(単位:円)			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	124,000	64,500	188,500	62,000	126,500	188,500	0円
500万円	258,000	163,000	421,000	160,500	260,500	421,000	0円
700万円	474,000	307,000	781,000	376,500	404,500	781,000	0円
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000	868,500	650,500	1,519,000	0円

給与収入	税源移譲前(単位:円)			税源移譲後(単位:円)			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000	59,500	135,500	195,000	0円
700万円	263,000	196,000	459,000	165,500	293,500	459,000	0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000	590,500	539,500	1,130,000	0円

夫婦+子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとします。一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

表3 所得税の税率

[現行]			[改正後]		
所得税			所得税		
課税所得金額 (課税標準額)	税率	速算控除額	課税所得金額 (課税標準額)	税率	速算控除額
1,000円~3,299,000円	10%	0円	1,000円~1,949,000円	5%	0円
3,300,000円~8,999,000円	20%	330,000円	1,950,000円~3,299,000円	10%	97,500円
9,000,000円~17,999,000円	30%	1,230,000円	3,300,000円~6,949,000円	20%	427,500円
18,000,000円~	37%	2,490,000円	6,950,000円~8,999,000円	23%	636,000円
			9,000,000円~17,999,000円	33%	1,536,000円
			18,000,000円~	40%	2,796,000円

### 交通安全ファミリー作文 を募集します

「我が家の交通安全」をトチャイルドシートの正しいテーマに作文を募集します。交通安全を防止するためには歩行者、自転車利用者、バイク利用者、ドライバー等それぞれの立場にある家族の皆さんが、折にふれ身近な交通安全の問題について考え、話し合うことが大切です。

皆さんの家庭で、そして学校・職場・地域等で、交通安全について考え話し合った内容や、交通安全につながる日常の会話、独自の工夫などの実践例について作文にしてください。

【応募期間】9月10日(日)まで(消印有効)

【応募区分】小学生の部、中学生の部、父親・母親、一般の部、高齢者の部(65歳以上の方)

【テーマ】特に題材は問いません(例として自転車の正しい乗り方、シートベルト)

03・3581・1182へ。


最優秀作受賞者は、19年1月17日(水)開催予定の交通安全国民運動中央大会にて表彰する予定です。

作品の提出方法など応募要領の詳細は事務局の法人日本交通福祉協会交通安全作文募集係03・3255・2081または内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付交通安全作文募集係03・3581・1182へ。

### このほかの 変更点

このほかにも個人住民税では、山林所得の五分五乗規定や変動所得、臨時所得に係る平均課税が廃止されます。

また、20年度分以降についても、所得税で控除しきれない住宅ローン控除が住民税から控除できるように変わります。そのほか、損害保険料控除を全廃し、地震保険料控除を創設する等、個人住民税が大きく変わります。



所得税と個人住民税の定率減税が廃止されます。所得税は19年度分から、個人住民税は19年6月徴収分から適用されます(表5参照)。

## 定率減税が廃止されます

所得税と個人住民税は課税標準に差が生じます。個人住民税の税率を5%から10%にする、この差額の部分が増えるように調整します。

表4 所得税と個人住民税の控除額 (単位:万円)

控除	19年度	住民税	所得税
配偶者	一般	33	38
	老人(昭和12年1月1日以前に生まれた方)	38	48
	同居特別障害者	56	73
	老人同居特別障害者	61	83
扶養	一般	33	38
	特定扶養(昭和59年1月2日~平成3年1月1日に生まれた方)	45	63
	同居特別障害者	56	73
	特定扶養同居特別障害者	68	98
	老人扶養(昭和12年1月1日以前に生まれた方)		
	老人扶養親族	38	48
	同居老親等扶養親族	45	58
	同居特別障害者老人扶養親族	61	83
	同居特別障害者老親等扶養親族	68	93
障害者	一般	26	27
	特別(1・2級)	30	40
寡婦	一般	26	27
	特別	30	35
寡夫	所得500万円以下で扶養の子有	26	27
勤労学生	給与所得65万円以下	26	27
基礎		33	38

表5 定率減税の廃止

区分	所得税18年度分・住民税18年度分	所得税19年度分・住民税19年度分
個人住民税額	7.5%相当額を控除(2万円を限度)	廃止
所得税額	10%相当額を控除(12万5千円を限度)	廃止